御盾とならん日[[1]](#footnote-1)

香山光郎

遂にその日は來れり。昭和十七年五月九日。昭和十九年より朝に兵役法實施さるべきこと發さる。時も珊瑚海大海の日なり。來るべきもの來りたるなれども、かくも早かるべしとははざりき。意なればび愈よ大いなりき。これ偏に半の赤子を一日も早く全なる皇に上げたまはんとの大御心にて、のまりなき申すだにかしこし。

　　わが子にもおのみこゑきこえたりのしらがのまこととどきて[[2]](#footnote-2)

これわが實なり。のまた同なるべし。

この日朝二千四百萬（朝にあるものを合はすれば二千七百萬あるといふ）にはかに大事さと光榮の加はりたるをおぼゆ。

　　おおきみのめでますたみぞ大御代を護るみたてぞこの日よりして[[3]](#footnote-3)

内兩はもともと一つ大御の子なること、骨に見て、信仰に見て、に見て、にに見て明らかなり。

　　くしふるのみやまつとひにおやどちのおろがみまつらふこゑもきこえて[[4]](#footnote-4)

「ヤシロ」といふも「オロガム」といふも「ミケ」「ミケ」といふは同源なり[[5]](#footnote-5)。朝人はしてき兵となる素質ありやなど疑うきもありとく。いと心外なり。

　　西の海まもりしてふ防人は武蔵にめる高麗の子なりし[[6]](#footnote-6)

心なき人たちは内地人、朝人別なるやからのく思ふやうなれども、これまた心外なり。

　　やまとからわかれてめどひとやからも手振もひとつなりしを[[7]](#footnote-7)

これよりはときはかきはに[[8]](#footnote-8)、ひとかたまりとなつて、やすみしろしめす大御代を輔けまつり、護りまつる御となり御となるべければ、内地人も朝人もいさゝかのけじめあるべきやうもなからむ、あなめでたし。たのし。あつぱれなり。（『京城日報』1942年5月21日）

1. 1942年5月21日付『京城日報』に「半島の徴兵制と文化人(4)」として掲載された。 (1)は芳村香道、(2)は牧洋、(3)は崔貞熙が執筆している。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 我が子にもお召のお声が来ることになった。年老いた親の誠心が届いたのだ。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 天皇の愛する民であり、天皇を護る盾である。今日この日からは。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 「くしふる」は天孫降臨の地とされる九州の高千穂にある峰で、慶尚南道の亀旨峰という説もある。「みやまつどい」は「御山の集まり」。「おろがむ」は「拝む」。くしふるの聖なる山につどって祖先たちが祈っている声が聞こえる、というような意味。 [↑](#footnote-ref-4)
5. この文の意味もはっきりしないが、「ヤシロ」「オロガミ」「ミケ」（2度目は誤植か）という語は朝鮮語と同じ語源からでているという意味であろう。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 西の海を守ったという防人（さきもり）は武蔵の国に住む高勾麗人の子孫であった [↑](#footnote-ref-6)
7. 大和から分かれ住んだがもとは同族である。言葉も所作も一つであった。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 「ときはかきはに」は「常盤堅盤に（永久不変に）」という意。 [↑](#footnote-ref-8)